

# 札幌市立月寒小学校父母と先生の会会則

昭和24年4月15日施行

## 第一章 総 則

### 第1条 名 称

この会は、札幌市立月寒小学校父母と先生の会（略称 月寒小学校PTA）と称し、所在地を札幌市立月寒小学校（札幌市豊平区月寒西2条5丁目1-1）内に置く。

### 第2条 目 的

この会は、児童の教育について会員相互の理解を深め、父母と先生の協力によって家庭・学校及び社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第3条 方 針

この会は、次の方針に従って活動する。

- 1 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 児童の健全な成長を願う他の団体及び機関と協力する。

### 第4条 活 動

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 家庭と学校の密接な連携によって、児童教育の向上に努める。
- 2 会員相互の親睦と教養の向上に努める。
- 3 健全な児童育成のため、学校・家庭・地域社会の教育環境の充実に努める。
- 4 その他、この会の目的達成に必要と認められる活動を行う。

## 第二章 組 織

### 第5条 会 員

この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者、及び本校の教職員。
- 2 この会の主旨に賛同し、役員会の承認を受けたもの。PTAは任意加入であり、退会を希望する場合は、学校へ連絡するものとする。

### 第6条 役員及び委員

この会に、次の役員及び委員をおく。

#### 1 役員

- ・会 長 1名（P1名） この会を代表し、会務を統括する。
- ・副会長 若干名（P若干名・T1名） 会長を補佐し、会長不在の時は、その会務を代行する。
- ・会 計 1名以上（P1名以上・T1名） この会の会計事務を担当する。
- ・書 記 若干名（P若干名・T1名） この会の企画・会合の連絡・議事の記録、庶務及び事務局を担当する。
- ・会計監査 2名以上（P2名以上） 会計及び業務の監査（中間監査、年度末監査）をし、その結果を総会に報告する。

#### 2 委員

- ・学年委員 各学年より選出された学年委員で組織し、学年・学級の活動の計画及び運営にあたる。また、選出された者がいない学年は、学年委員をおかずともよい。
- ・専門委員 校内より選出された専門委員で組織し、専門委員会の活動にあたる。
- ・実行委員

### 第7条 任 期

- 1 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残期間とする。

## 第8条 役員・委員の選出

役員・委員は次の方法で選出する。

- 1 役員は、選考委員会により選考され、総会において決定する。
- 2 選考委員会については、細則で定める。
- 3 委員は、各学級の会員の互選により選出する
- 4 各学年の委員長は、学年委員から選出する。
- 5 各専門部の委員長・副委員長の選出については別途定める。
- 6 役員に欠員を生じた時は、運営委員会がこれを補選する。
- 7 委員に欠員を生じた時は、各学級で補選する。

## 第9条 顧問

校長をこの会の顧問とし、学校運営の責任者としての立場から各種会議に出席し、意見を述べる  
ことができる。他に顧問を置く場合、会長が運営委員会の承認を得て決めることができる。

## 第三章 運 営

### 第10条 会 議

この会を運営するために、次の会議を行う。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 専門委員会
- 5 実行委員会
- 6 学年委員会
- 7 学級委員会
- 8 特別委員会

### 第11条 総 会

- 1 定期総会は、4月に開催する。臨時総会は、必要に応じ運営委員会の議決を経た時又は会員の三分の一以上の要求がある時に開催できる。
- 2 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関として、次の事項を審議決定する。
  - ① 予算及び決算
  - ② 活動報告と活動計画
  - ③ 役員の承認
  - ④ 会則の改正
  - ⑤ その他の重要事項
- 3 総会は、会長が招集し、出席者の過半数の賛成を得て議決する。

### 第12条 役員会

役員会は、会長が招集し、会の運営について協議する。

ただし、会長が必要と認めた場合には、役員以外も協議に参加し意見を述べる  
ことができる。

### 第13条 運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し、次の事項を協議する。

- 1 総会に付議する議案
- 2 総会から付託された事項
- 3 各学年・学級委員会・専門部等から出された事項
- 4 細則の決定と改正
- 5 その他の必要な事項

### 第14条 専門委員会

専門委員会は、それぞれの委員会の活動について協議し、その運営にあたる。

- 1 研修委員会  
研修会・講習会・社会見学等、会員相互の教養を高める活動の推進を企画  
運営する。

## 2 環境委員会

児童の校外生活の指導、各種団体との連携。

### 第15条 実行委員会

実行委員会は、それぞれのPTA行事について、その運営にあたる。

PTA栗っ子ふれあい広場実行委員会

### 第16条 学年委員会

同一学年の学級委員と教師をもって構成し、学年の向上発展に努める。

### 第17条 学級委員会

学級委員と学級担任をもって構成し、学級の向上発展に努める。

### 第18条 特別委員会

この会には、必要に応じて運営委員会の議決を得て特別委員会を設けることができる。

## 第四章 会 計

### 第19条 会 費

- 1 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
- 2 この会の会費は、総会において決定する。
- 3 この会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行う。
- 4 この会の決算は、会計監査を経て総会で報告する。
- 5 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第20条 委員活動費、学級活動費・専門委員会活動費

各委員には、その活動内容に応じて活動費を配賦する。また、委員全体に共通して必要な活動費も別途配賦する。活動費は、目的達成に必要な物品購入、資料作成、交通費等に使用できる。なお、活動費に余剰金が生じた場合であっても、PTA会費に返金しない。

## 第五章 その他

### 第21条 会則の改正

この会則は、総会において出席者の過半数の賛成を得て改正する。

### 第22条 細 則

この会の運営に関して必要な細則は、運営委員会で決める。

### 第23条 慶弔表彰

この会の慶弔表彰は、細則により行う。

## 附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年4月15日より施行する。

(施行期日)

この会則は、平成25年4月19日より施行する。

(施行期日)

この会則は、平成30年4月13日より施行する。

(施行期日)

この会則は、令和元年4月17日より施行する。

(施行期日)

この会則は、令和6年4月19日より施行する。

(施行期日)

この会則は、令和7年4月14日より施行する。  
(施行期日)

この会則は、令和8年4月18日より施行する。

## 細 則

### 選考委員会

第1条 会則第8条2項により規定する。

- 1 選考委員会は、学年委員から1名ずつと教師2名によって構成し、役員の選考にあたる。(但し、各専門委員長を除く)  
やむを得ず各学年委員からの選出が不足する場合は、専門委員から選出することができる。
- 2 選考委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。
- 3 選考委員会は、全会員の中から役員候補者(会長、副会長、会計、書記、会計監査)を選考し、総会で承認を得る。
- 4 役員の選考にあたっては、本人の同意を得なければならない。
- 5 選考委員会は、役員決定をもって任務を終わるものとする。

### 第2条 慶弔表彰

会則第22条により規定する。

- 1 児童が死亡した場合は、香典5,000円と供花と弔電。
- 2 会員が死亡した場合は、香典5,000円と供花と弔電。
- 3 役員として、この会の活動に貢献した会員が退会する場合には、これを表彰する。
- 4 その他必要と認める場合は、役員会において協議決定し、運営委員会に報告する。

第3条 この細則は、運営委員会で出席者の過半数以上の賛成により改正することができる。

第4条 この細則の施行は、平成25年4月19日とする。

## 附 則

(施行期日)

この細則は、令和8年4月18日より施行する。